

## 整理番号3 一般社団法人静岡県バレーボール協会 総会運営細則

### (目的)

第1条 一般法人法及び当法人定款に基づき、当法人の総会の運営に関する細則を定め、公明で正大な法人運営を目指すものとする。

### (種類)

第2条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第3条 総会は、代議員と役員をもって構成する。この総会をもって一般法人法に定める社員総会とする。

2 代議員は、チームを代表した責任者の中から、専門部より代表として推薦を受けたものとする。

3 代議員の選出方法は、各専門部の年度当初の総会で選挙または推薦等協議により決定する。また、決定次第、当法人事務所に報告する。

4 代議員割当数は、各専門部3名を基本とし、前年度を基準に登録チーム数が100チームを超えた場合には、100チームごと1名をプラスする。

5 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

6 代議員の任期は2年とする。ただし、加盟団体の事情により再任できるものとする。また、代議員に欠員が出た場合は、当該加盟団体より補充できるものとする。

### (権限)

第4条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに役員会費及び登録料の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 会長・理事・監事の選任及び解任
- (4) 役員等の報酬の額又その規定
- (5) 各事業年度の事業報告・決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるものの他、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第5条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後の6月に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第6条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 代議員は、総代議員の議決権の10分の1以上をもって、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会招集の請求することができる。

(議長)

第7条 総会の議長は、出席した代議員の中から一人がこれに当たる。

(決議)

第8条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、委任状と出席代議員数が総代議員数の過半数に達し、かつ総議決権数の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、委任状と出席代議員数が総代議員数の過半数に達し、かつ総議決権数の3分の2以上の決議に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 会長・理事・監事の解任
- (3) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (4) その他法令で定めた事項

3 会長・理事・監事を選任する議案を決議する際に、それぞれ別に一括提案できることとするが、この人事を反対する代議員がいた場合は、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。会長・理事・監事の候補者の合計数が定款第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任状)

第9条 総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。この際、委任状は総会案内状の返信用出欠確認ハガキを用いることとする。

(議事録)

第10条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。議事録は総会資料を基本として作成することができるものとする。

2 議長及び出席した代議員のうち指名された議事録署名人2名が記名の上、これを当法人事務所に5年間保存することとする。

(改廃)

第11条 この総会運営細則の改廃は、理事会の議決を経て、総会において承認を受けるものとする。

附則 この細則は、当法人の登記が行われた日から施行する。

補則 総会次第は以下を基本とする。

(1) 人選のない年度の場合の次第

1 開会の挨拶 (副会長)

2 会長挨拶

3 来賓・顧問・参与の紹介

4 祝電披露

5 令和〇〇年度優秀者表彰

6 議長・議事録署名人の選出

議長 ( )

議事録署名人 ( ) ( )

7 審議事項 (3月理事会での議決承認を経て、すでに新年度実施している事業等の報告)

(1) 令和〇〇年度事業報告 (議案)

①事務局 ②業務部門 ③専門部門 ④地区協会 ⑤Vリーグ担当

⑥質疑応答

(2) 令和〇〇年度決算報告・監査報告 (議案)

(3) 令和〇〇年期基本方針再発表 会長 (了承案)

(4) 令和〇〇年度事業計画報告 (了承案)

①事務局 ②業務部門 ③専門部門 ④地区協会 ⑤Vリーグ担当

⑥質疑応答

(5) 令和〇〇年度予算案報告 (了承案)

(6) その他の議案

8 その他

(1) 事務局からの連絡事項

- 9 閉会の挨拶（副会長）
- (2) 人選の年の場合の次第（2年任期初年の場合）
- 1 開会の挨拶（副会長）
  - 2 会長挨拶
  - 3 来賓・顧問・参与の紹介
  - 4 祝電披露
  - 5 令和〇〇年度優秀者表彰
  - 6 議長・議事録署名人の選出  
議長（                    ）  
議事録署名人（                    ）（                    ）
  - 7 審議事項（3月理事会での承認を受けてすでに新年度実施している事業等の報告）
    - (1) 令和〇〇年度事業報告（議案）  
①事務局   ②業務部門   ③専門部門   ④地区協会   ⑤Vリーグ担当  
⑥質疑応答
    - (2) 令和〇〇年度決算報告・監査報告（議案）
    - (3) 役員人事審議（人選委員長の報告）（議案）  
会長1人 副会長1人 理事30人 監事3人 人事案の選挙及び議決  
・・・ 総会休憩 ・・・ 別室で理事会開催 代表理事（専務理事）、常務理事の  
決定
    - (4) 再開し新役員紹介
    - (5) 新会長挨拶  
基本方針は後日 HP 対応とする
    - (6) 令和〇〇年度事業計画報告（了承案）  
①事務局   ②業務部門   ③専門部門   ④地区協会   ⑤Vリーグ担当  
⑥質疑応答
    - (7) 令和〇〇年度予算案報告（了承案）
    - (8) その他の議案
  - 8 その他
    - (1) 事務局からの連絡事項
  - 9 閉会の挨拶（新副会長）

平成29年4月3日施行  
令和元年6月9日改正  
令和2年10月3日改正